

文部大臣官房學校衛生課

學校看護婦設置狀況
學校給食の狀況

大正十二年二月

SS

48

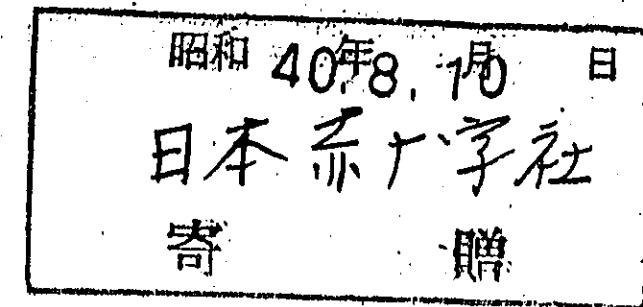
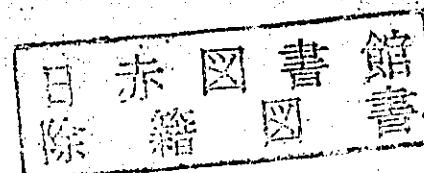
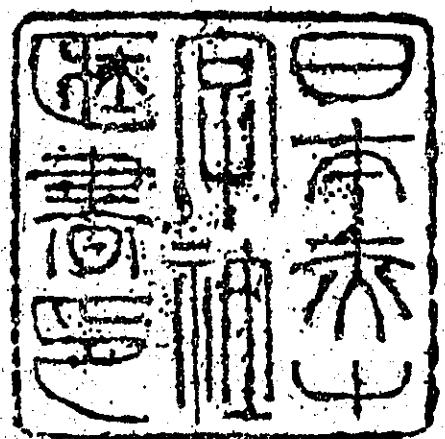


10012203

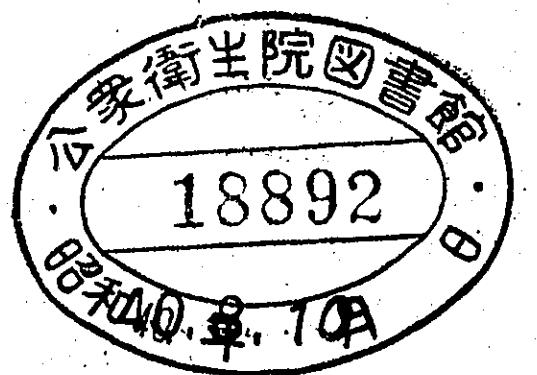
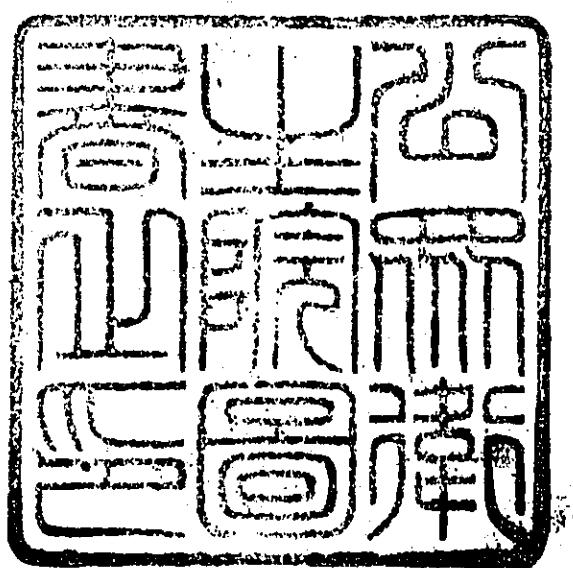
文部大臣官房學校衛生課

學校看護婦設置狀況
學校給食の狀況

大正十二年二月



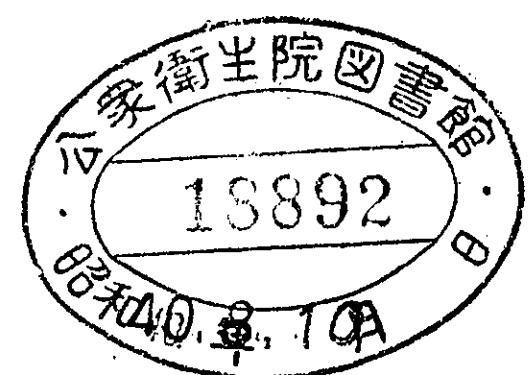
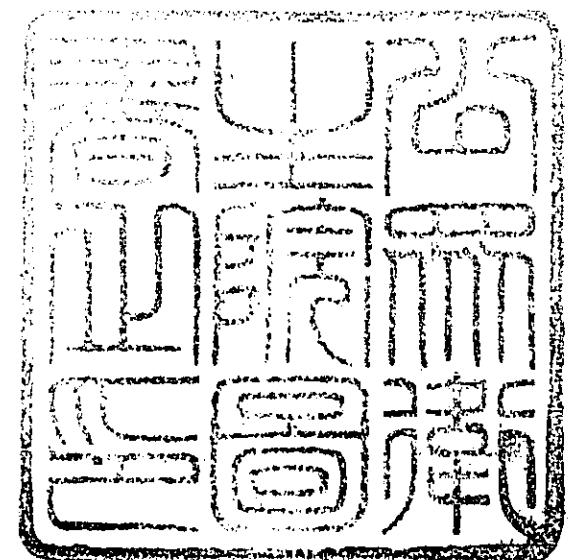
SS
48



SS

48

學校看護婦設置狀況



凡例

一、學校看護婦の發達

近時學校看護婦の利用は、學校衛生の實績を擧げる爲めに甚必要なこととして、近時旺に高唱されるに至つた。抑も學校看護婦は、千八百九十三年英京ロンドンのヒュース嬢が貧民學校で輕微な疾病を看護し、其成績の良好なのを見て、益々熱心に此事に盡力したことによる。千九百〇四年にロンドン市の事業として繼承されてからこのかた、益々發展して、英國各地に設置せられ、近來に至つては文部省學校衛生局に、之が監督官の任命をさへ見るに及んだ。米國では千九百〇二年に、學校看護婦が創始せられ、其後著しく普及發達して、千九百十五年にはニューヨーク市ばかりで、三百七十五名といふ多數の學校看護婦が置かれる様になつた。獨逸では、千八百〇八年シャルロッテンブルグ市に、一名の學校看護婦が任命されたのに始つて、其成績の良好なので漸次各地に置かるゝに至つた。

一、學校看護婦の執務

學校看護婦の執務は、便宜上之を校内執務と校外執務とに別ち、學校内

執務としては、校舎、教室、學校用具の衛生上の視察をし、疾病兒童を發見することにつとめ、輕微の治療若くは處置を學校醫の指揮監督の下に行ひ、急病若くは不慮の災害に對しては、救急處置を施すのである。尙衛生的訓練ともいふべき身體の清潔、毛髮の手入れ、歯楊枝の使用法、鼻汁のかみ方、看護法等については、教員と協力して自ら指導の任に當るのである。學校外執務としては家庭訪問をなし、兒童の疾病その他心身の狀況について、家庭と學校との聯絡を保ち、また治療の相談對手となり、或場合には其保護者に代つて、病院醫家等に兒童を同行するのである。

一、本調査

我が國に於ける學校看護婦設置の概況を知る爲に、大正十一年六月八日左の照會を各地方長官、直轄學校長に宛て發し、其の回答を取纏めたものが本調査である、之を我が國に於ける學校看護婦設置狀況と題じて汎く教育關係者の参考に資せんとするのである。

學校看護婦に關する件照會

貴管下(校)に於て學校看護婦(學校衛生婦、看病婦、其他の名稱の如何に

拘らず、學校看護婦の事務に從事するものを含む)を設置せるものあらば左記要項に據り御調査の上七月末日迄に御回報相煩はし度。

記

- 一、設置主體(官公衙、學校、團體等)
- 一、始めて設置せる年月
- 一、設置に關する經費の出所
- 一、大正十年並十一年度經費豫算
- 一、學校看護婦の執務に關する規程
- 一、現在學校看護婦の資格(看護婦、產婆等)
- 一、大正十年度に於ける執務の概況
- 一、其他參考となるべき事項

以上

文部省官立女子高等師範学校

目次

甲 學校看護婦設置狀況概括

第一、學校看護婦設置狀況一覽表

第二、學校看護婦設置主體別、經費出所別、看護婦資格別、集計表

乙 各地に於ける學校看護婦設置狀況

一、文 部 省	四
二、第一高等學校	五
三、奈良女子高等師範學校	六
四、東 京 市	七
五、大阪府大阪市北區北野佐藤町外五十一ヶ町學區	八
六、大阪府堺市	九
七、京都府宮津尋常高等小學校	一〇
八、神奈川縣橫濱市元街小學校	一一
九、神奈川縣橫濱市橫濱小學校	一二
一〇、神奈川縣橫濱市戶部小學校後援會	一三
一一、(神奈川縣)白十字會附屬林間學校	一四
一二、兵庫縣神戸市	一五

一三、兵庫縣姬路市	二八
一四、兵庫縣赤穂郡相生町	二九
一五、長崎縣佐世保市	三〇
一六、長崎縣島原町尋常小學校	三一
一七、新潟縣新潟市	三五
一八、新潟縣高田市	三六
一九、奈良縣奈良市	三七
二〇、奈良縣北葛郡高田町尋常高等小學校	三八
二一、奈良縣土庫村、松塚村組合	三九
二二、三重縣宇治山田市	四〇
二三、三重縣阿山郡上野尋常高等小學校	四一
二四、愛知縣岡崎市	四二
二五、岐阜縣師範學校附屬小學校	四三
二六、岐阜縣岐阜市	四五
二七、岐阜縣稻葉郡島尋常高等小學校	四六
二八、岐阜縣羽島郡笠松町	四五
二九、岐阜縣本巢郡北方町	四七
三〇、岐阜縣本巢郡席田村	四八
三一、岐阜縣本巢郡真桑村	四九
三二、宮城縣伊具郡角田町	五〇
三三、青森縣	五一
三四、青森縣青森市	五二
三五、青森縣弘前市	五三
三六、山形縣西村山郡寒河江尋常高等小學校	五四
三七、秋田縣秋田市	五六
三八、石川縣金澤市	五七
三九、岡山縣西大寺高等女學校	五八
四〇、廣島縣廣島市	五九
四一、廣島縣尾道市	六〇
四二、香川縣香川郡川岡尋常高等小學校	六一
四三、香川縣香川郡擅紙尋常高等小學校	六二
四四、香川縣香川郡鷺田尋常小學校	六三
四五、香川縣木田郡田中尋常高等小學校	六四
四六、香川縣木田郡牟禮村	六五
四七、香川縣木田郡屋島尋常高等小學校	六六
四八、香川縣木田郡十河村	六七
四九、香川縣木田郡西植田尋常高等小學校	六八
五〇、香川縣三豐郡觀音寺町	六九
五一、福岡縣女子師範學校	七一
五二、福岡縣久留米市	七二

- 五三、福岡縣門司市………七二
 五四、福岡縣中學修猷館………七三
 五五、大分縣大分市………七四
 五六、佐賀縣杵島郡江北尋常小學校………七五
 五七、佐賀縣鹿島中學校………七六
 五八、熊本縣女子師範學校………七七

甲、學校看護婦設置狀況概括

第一、學校看護婦設置狀況一覽表

省	省	府	設置の主體	經費の出所	現在看護人數	創設年月
同	東	京	文部省	赤十社東京支部	一	大正十二年六月
同	同	阪	第一高等學校寄宿舍	寄宿舍費	一	同九年九月
奈良女子高等師範學校			奈良女子高等師範學校	校館費	一	同八年十月
東京市役所			東京市役所	尋常小學校費	一	同年四月
日本赤十字社東京支部			日本赤十字社東京支部	社費	一	同十二年七月
大阪市北區北野佐藤町外五十ヶ町學區			大阪市北區北野佐藤町外五十ヶ町學區	北區之費	一	同十二年四月
堺市			日本赤十字社大阪支部	市費	一	明治四十五年七月
與謝郡宮津 ^{尋常} _{高等} 小學校			與謝郡宮津 ^{尋常} _{高等} 小學校	官津町城東村學校組合役場	一	大正十二年四月
橫濱市元街小學校			橫濱市元街小學校	元街小學校教育獎勵會	一	明治四十二年五月
橫濱市橫濱小學校教育獎勵會			橫濱市橫濱小學校教育獎勵會	戶部小學校後援會	一	明治四十三年六月
橫濱市戶部小學校後援會			橫濱市戶部小學校後援會	林間學校經常費	一	大正十二年六月
白十字會附屬林間學校			白十字會附屬林間學校	市費	一	同十三年四月
兵庫神戶市			兵庫神戶市		一	同十三年四月

岡福同同同大佐賀本熊		久留米市	女子師範學校寄宿舍	寄宿舍費	市費	寄宿舍費	市費	寄宿舍費	市費	寄宿舍費	市費	寄宿舍費	市費
大分市		門司市	中學修驗館	同	明治三十八年四月	同	大正八年四月	同	明治三十四年四月	同	大正六年五月	同	明治三十七年五月
鹿島中學校寄宿舍		杵島郡江北尋常小學校	女子師範學校	生徒負擔	患者負擔	生徒負擔	患者負擔	生徒負擔	患者負擔	生徒負擔	患者負擔	生徒負擔	患者負擔
女子師範學校		赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社	赤十字社
計													

第二、學校看護婦設置主體別、經費出所別並、看護婦資格別集計表

設置主體	件數	經費出所	件數	看護婦資格	人員
文部省	一	縣市町村組合費	四二	看護婦	六〇
學校學區及後援會	二〇	校費寄宿舍費	四八	產婆	二二
赤十字社	一五	學校後援會	三三	看護婦	二四
計	六〇	無	看護婦	看護婦	二二
		藥	看護婦	看護婦	二二
		準	看護婦	看護婦	二二
		產	看護婦	看護婦	二二
		校	看護婦	看護婦	二二
		費	看護婦	看護婦	二二
		寄	看護婦	看護婦	二二
		宿	看護婦	看護婦	二二
		舍	看護婦	看護婦	二二

乙、各地に於ける學校看護婦設置狀況

一、文部省

(一) 創設年月

大正十一年六月

(二) 經費の出所

日本赤十字社

(三) (二)(一)

十一年度豫算 金千貳百圓

(二人分)

(四) (三)(二)(一)

十一年度豫算 金千貳百圓

(二人分)

(五) (四) (三)(二)(一)

十一年度豫算 金千貳百圓

(二人分)

大正十一年度執務概況 該當事項無し。大正十一年度に於て東京女子高等師範學校附屬小學校及幼稚園に配置し實務に當らしむ

(六) 執務に關する規程

特に設けず

(七) 大正十一年度執務概況

該當事項無し。大正十一年度に於て東京女子高等師範學校附屬小學校及

(八) 幼稚園に配置し實務に當らしむ

大正十一年度執務概況

該當事項無し。大正十一年度に於て東京女子高等師範學校附屬小學校及

(九) 経費の出所

日本赤十字社

(十) 學校經費豫算中寄宿舍費(目)諸給(節)より支辨す(赤葉)

大正十一年度豫算 六十圓(赤葉)

金三百六拾五圓

金貳百十九圓 半週の給料(日給六十錢の積算)

金百四拾六圓 宿直賄料(一夜四十錢の積算)

十一年度豫算

十年度に同じ 執務に關する規程

規程なるものを設けず、普通醫院に於ける看護婦の執務振と異なるものなし

現在學校看護婦の資格

現在勤務の看護婦は一名なるが看護婦の免許狀を有す

大正十年度に於ける執務の概況

通常休日の外毎日數人十數人受診患者の世話となし、又入室患者(重症又は傳染病患者は他
の相當の醫院、病院等に移すにより、他の患者にして寄宿舎にて治療不便なるものを入室
せしむ。故に入室患者は時々あるに過ぎずして、同時に入室者數凡そ八名より多さに至らず、
設備の點よりも之以上は收容し得ず)の看護に從事す

以上の外一般生徒の種痘及體格検査等のども其世話をなす
(獨り大正十年度のみならず、執務の概況は常に之と異なるなし)

其他参考となるべき事項

看護婦は通勤せしめずして學校内に常住(攝生室と稱する一棟の建物あり、此の内に看護婦
の宿直室を設け居れり)せしむ。故に給料の外に宿直賄料(日下一夜二食分金四十錢)を支
給し居れり。

三、奈良女子高等師範學校

(一) 創設年月 大正八年十月十一日

経費の出所

看護婦の名稱を附せず雇員として任命に付、校館費、雇員給より支辨致して居ります。

大正十年度並に同十一年度の經賞豫算

大正十一年度校館費雇員給 五〇四〇〇

(月額四二圓の
雇員一人)

大正十一年度校館費雇員給 五〇四〇〇

(月額四二圓の
雇員一人)

學校看護婦執務に關する規程

規程の制定なし

現在の學校看護婦の資格

看護婦、產婆

大正十年度に於ける執務の概況

本校に於ては看護婦の名稱を附せず、看護婦の資格ある者を雇員に命じ、寮務係勤務を命じ、
寄宿寮に於て患者發生の場合、重症ならざる者は校内靜養室に於て之が看護に從事せしめ、
輕症者は靜養室に移さず、居室に於て看護せしめて居ります。

大正十年度に於ける患者數は

四月 三二人

十一月

五七人

五月 四五

十二月

四五

六月 五六人

二月

四五人

七月 二八人 二月 五三人
九月 三五人 三月 五九人
十月 五〇人 十一月 五八人

計 四百六十五名であります。此等は三日以内に治癒した軽症患者が多數であります。兎に角多少とも看護を受た者であります。此の中治癒に四日以上を要した者は一四三名であります。中校内治療をなしたる者四〇四名、延治療日數六二九日であります。然して大正十年度に於ける在舍生徒數は三百人であります。

(七) 其他参考となるべき事項

寄宿寮内に薬局を設置して校内患者の投薬は、眞の實費を以て全部調剤致して居ります。

四、東京市役所

- (一) 創設年月 大正十年四月
(二) 経費の出所
　　經常費、尋常小學校費、雜給、雇員給
　　大正十年年經費豫算　總額壹千貳百七拾貳圓　月額五拾參圓二人分
　　大正十一年經費豫算　總額貳千六百四拾圓　月額五拾五圓四人分
(四) 學校看護婦執務に關する規程
　　別記の通

(五) 現在の學校看護婦の資格
　　高等女學校卒業後藥劑師試験に合格したる者 壱

尋常小學校本科正教員にして看護婦並產婆試験に合格したる者 壱

高等小學校卒業後看護婦並產婆試験に合格したる者 壱

(六) 大正十年度に於ける執務の概況 別表の通

(別記) 學校衛生婦執務心得

第一條 學校衛生婦は上司の指揮を承け左の事項につき學校醫を補助すべし

一、兒童健康狀態の調查

二、兒童傷病の手當及應急措置

三、兒童の身體並被服の清潔

四、校舍内外衛生施設の検査

五、其他特に命ぜられたる事項

前項の外特に必要と認むるときは兒童の家庭を訪問して其衛生狀況を調査し又其兒童若くは保護者に對して治療を勧告し若くは衛生上の注意を與ふべし

前二項の場合に於て學校衛生上特に注意を要すと認めたる事項は其旨直に當該學校長又は學校醫に申告すべし

第二條 學校衛生婦は其視察又は取扱たる事項の要領を其都度執務日誌に記入して當該學校長に提出すべし

第三條 學校衛生婦は其視察又は取扱たる事項の要旨を遅滞なく書面又は口頭にて上司に復命すべし

(別表) ○大正十年度に於ける學校衛生婦の取扱へる兒童數調(延人員)

學校名	病名	トーラム	結膜炎	湿疹	白斑	風疹	耳漏	其他	計
年	三四八	一九〇	一四〇	三五	二五	一五	一六	七六七	
岸	四九二	三四二	三二六	二三八	二三八	一四六	一四六	一五五九	
笠	四一六	一一〇	一四三	三三	三三	三〇	三八	一〇〇四	
橋	一、〇四三	四三六	二二五	二二七	二二七	六六	四二	一一三	
姫	八四九	二三六	一三四	一七一	一七一	三〇	七一	一八八七	
浦	四七四	二三三	二二二	二二七	二二七	三〇	七一	一八八七	
江	五三二	二〇四	一六六	一六六	一六六	三〇	八一	一八三八	
町	五九	二一〇	二六四	二六四	二六四	三〇	九七	一八六五	
川	五一〇	二三一	二一〇	二一〇	二一〇	三〇	四四	一八六五	
平	三〇四	一四四	二四三	二四三	二四三	五八	五七	一一二一	
	五、二六八	二、二九八	一、六二七	五九七	一七九	六二二	八三四	二、四二四	
	二、二九八	一、六二七	五九七	一七九	一七九	八三四	二一、四二四		
(一)	創設年月	大正十一年四月							
(二)	經費の出所	當該學區費							

五、大阪市北區佐藤町外五拾壹ヶ町學區

(一) 創設年月 大正十一年四月

(二) 經費の出所 當該學區費

(三) 大正十一年度經費豫算
金參千六百圓 看護婦手當六人分
金參百圓 同 慰勞金六人分
計金參千九百圓

(四) 執務に關する規程

(五) 別記の通にして其他濟美第一、三、五、六小學校は未だ制定し居らず
現在學校看護婦の資格

(六) 產婆看護婦 三名
看護婦 三名

(七) 大正十年度に於ける執務の概況
なし

其他參考となるべき事項

創設後日尙ほ淺きを以て参考に資すへきものなし

尙左の外に本年七月日本赤十字社大阪支部より看護婦一名派遣ありしに付、當市、堂島、尋常小學校に配布せり、執務に關する規程、別記の通りなるも尙ほ淺きため執務概況其他参考となるべき事項等なし

(別記の二) 學校看護婦の職務要項(大阪市)

一、身體検査の結果の善後策を講せしむ

(治療勧告、不正發育の矯正職業免除に關する注意、眼鏡の使用、脱腸の處置、發育健康狀態の

各地に於ける學校看護婦設置狀況

○甲、家庭訪問

指示並健康増進法の指導等)

二、病弱兒、及健兒健康調査、及忠言を行はしむ

(健康及疾病調査、攝養上の注意に關する助言、就中傳染病後の登校期について指導、其他養護
栄養睡眠及被服等に關する注意等)

三、學校入學前及就學猶豫兒童等の健康調査及治療勸告をなさしむ
(既往症、近視、重聽、心肺の狀況、脱腸、癲癇、精神發育の概況調査及傳染性疾患の入學前の
治療等)

四、其他父兄の希望に應じ疾病、健康、相談等の衛生相談を爲さしむ

○乙、學校醫の介補

一、外傷急患等の救急處置

二、白癬、疥癬、毛虱、トラホーム等の傳染性疾患並に凍傷、耳漏及耳垢等の處置

三、校舍内外の清潔狀況の視察

五、病弱兒の早期發見

六、運動及授業時に於ける兒童の衛生的監視

七、身體檢查及調查事務の補助

八、遠足旅行、林間學校等の醫務補助等

○丙、保護者の代理事務擔當

一、保護者の貧困又は職業の關係等により歯科治療所、驅蟲所及施療病院等へ連行

二、職業相談所、兒童相談所等へ連行

○丁、兒童の衛生教育實施

一、身體の清潔に關する指導

二、齒刷子の使用法

三、皮膚增强法、深呼吸法の指導及日光浴等の指導

四、月經の處置等

(別記の二) 看護婦事務取扱規定 (大正十一年五月制定) 大阪市濟美第二尋常高等小學校

第一條 看護婦は學校長の監督を受け學校長及學校醫の命に従ひ誠實に其職務に服すべし

第二條 勤務は校規の定むる所に従ひ教員に準ず

但し出勤は始業一時間前とし全校終業時間を以て退校時とす

第三條 看護婦は校長の許可を得豫め學校醫の命を受けて簡単なるものは一時的救急治療を爲すものとす

第四條 看護婦は學校醫と共に衛生事務に従ひ意見を校長に申告するものとす

第五條 看護婦は校醫の身體檢查並にトラホームの治療を補助す

第六條 看護婦は兒童の疾病に關し校醫の意見を承けその家庭を訪問して治療に關する指導並に勵奨をなすものとす

第七條 看護婦は毎日一回教室を巡視し、左記事項を調査し、校長並に校醫に申告し、擔任教員に報告するものとす

被服の潔否、姿勢、皮膚病、爪垢及延爪、頭髮手入、毛虱及耳鼻、咽喉、顏色、其他外部の缺陷又は兆候にて認識せらるべき疾病者、最前最後列と黒板距離、光線反射狀況、室內溫度、讀本と眼距離、机、腰掛の適否、採光並に換氣

第八條 看護婦は高等科卒業生に對し、校醫と共に家庭看護法の實習指導となすものとす。

第九條 看護婦は校醫と共に校舍内外を巡視し一般の清潔、整頓、廊下、便所、押入、納屋、校庭、靴拭、屑箱、睡壺の掃除、防臭劑の撒布、撒水、修繕、乾燥、洗濯、校具の手入れ、下水浚渫等を調査し、校長に告申し、各係に報告するものとす。

第十條 児童の病氣缺席五日に亘りたる時は、看護婦はその家庭を訪問し病狀を視察し、校醫の命を承けて治療法を指示勸奨す。

第十一條 看護婦は日々の執務日誌を記録し學年末に於て一ヶ年の疾病治療の統計を作成し、校醫の検證を得て校長に提出するものとす。

第十二條 看護婦は衛生器具並に薬品を整理保管す。

附

校醫の命を承け一時的手當を施すもの左の如し。

- (一) 外傷
擦過傷、切傷、裂傷、打撲傷、鼻出血、捻挫傷、眼塵
- (二) 内科
頭痛、眩暉、脳貧血、胃腸加答兒、神經痛
- (三) 皮膚病
疥癬、濕疹、癢風、痒疹、汗疹、禿頭病、乾癬、頭虱、毛虱、ひだ、あかざれ
- (四) 耳鼻科
外耳の凍傷、外耳の湿疹
- (五) 消毒藥

石炭酸、石灰、昇汞、アルコール

(別記の二) 看護婦執務内規 (大阪市濟美第四尋常小學校)

- 一、始業一時間前に出勤し、終業後一時間以上を経て退散する事
- 二、應急治療室の清潔整頓、器具消耗品の保管に任する事
- 三、傷病兒童の應急手當をなす事
- 四、毎日「トラホーム」患者の洗眼をなす事
- 五、常に運動場に於る兒童に留意し、異常兒を發見したる時は直に適法の處置を探る事
- 六、病氣缺席兒童を訪問し、其家庭の状況に依りては看護上、必要な事項を指示する事、尙必要ありと認めたる場合には日々其家庭を訪問すべし
- 七、應急手當日誌並にトラホーム治療日誌を記載する事
- 八、校外教授の際は必ず隨行する事

、大阪府堺市

- (一) 創設年月 明治四十五年
- (二) 経費の出所 市費
- (三) 大正十年度並ニ十一年度経費豫算
大正十 年度 奉給 參、四五六圓
賞與 四一五圓

被服費 八一圓
大正十一年度 傣給 參、五二八圓 賞與 四二三圓

被服費 六七圓五〇錢

(四) 學校看護婦執務規程

市立學校、幼稚園、看護婦服務規定

第一條 看護婦は本市學校、幼稚園醫の指導監督を承け兒童の衛生事務に從事するものとす。

第二條 看護婦は一定の服裝を爲すべし

第三條 看護婦の服務に關し、本則に規定なきものは當該學校、幼稚園職員に準ず

附 則

本則は明治四十五年四月一日より施行す

(五) 現在學校看護婦の資格

看護婦免許を有するもの

參人

看護婦及產婆免許を有するもの

參人

(六) 大正十年度に於ける執務概況

學校幼稚園トランホーム患者調査表 自大正拾四年十二月末

高 小 校	患 者 決 定						第 一 回 檢 診	治 療 者 數	第 二 回 檢 診	治 療 者 數	除 籍 數	現 在 患 者 數
	四	月	者	數	至 同 年 十 二 月 未							
高 小 校	三〇											

校 名	登校回數	延 人 貨 數	洗 眼 兒童數	一 日 平 均	應 急 事 項	補 助 回 數	身 體 檢 查	旅 行 校 外 教 授	運動會等隨伴	向 阳 第 一 幼稚園	錦 馬 第 二 幼稚園	殿 彰 林 寺 旅 箕	熊 野 南 旅	市 彰 林 寺 旅	少 野 南 旅	英 野 南 旅	湊 野 南 旅	少 野 南 旅	高 錦 高 小	小 錦 高 小	校 校 校 校 校
高 小 校	二〇五	三、八七九	一九八	一一〇、三八〇	五一	二四五	五七八	一〇九	二七	一九	二四五	五一	二四五	五一	二四	二四	二四	二四	高 小 校	高 小 校	校 校
合 計	六一〇	三 三 一	三 三 一	六六三	一 一 一	二二六	一 一 一	四二三〇	一 一 一	二二六	七五	七二	三一	三一	二二	一四	一四	一四	高 小 校	高 小 校	校 校
		六	六	六	五	五	五	五	五	五	一五	一六	一六	一五	一五	七〇	七四	六六	六一〇	六一〇	校 校
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	校 校

錦西校	二〇四	九、七三三	一、四	五八	二五	一九	二六	三一	一〇三五
殿馬場校	一〇七	二、五三三	二、三六	三三	二一	一〇九	一六	二二	一〇四
熊野校	二一二	四、六五〇	二、二三七	二一	一九二	一九三	一九七	一九六	二〇〇
市英校	二〇〇	二、二三七	一、九〇五	一九三	一九二	一九三	一九七	一九六	一九六
湊南旅籠校	一七七	九、三五八	一四、三四九	一四、三四九	二二二	二二八	二二二	二二二	二二二
校校校	一九六	九、八一八	八、四五二	八、四五二	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
第一幼稚園	一九七	一九三	四七六	三二〇	七八、〇八八	二〇六	三七五	五三五	四七
第二幼稚園	一九八	一九二	三二〇	三二〇	三二〇	二二二	二二二	二二二	二二二
合計	二、四七九	七八、〇八八	五〇六	四、〇八八	四三六	一八九	一八九	一八九	一八九

七、京都府宮津尋常高等小學校

(一) 創設年月 大正十一年四月一日
 (二) 經費の出所 與謝郡宮津町城東村學校組合役場
 (三) 大正十一年度經費豫算 設備費 五〇〇、〇〇〇

(四) 學校看護婦執務規程

別記

(五) 現在學校看護婦の資格
 看護婦免許狀を有す

(六) 其他

衛生室に於ける設備

△設備及器具

身長計	壺
體重計	イルリガートル
握力計	手洗器
檢溫器	骨盤計
陶器製手洗	手洗臺
石鹼入	膿盆
繩帶瓶	銅製タンク
迴旋式藥品臺	三千グラム細口瓶
鐵製寢臺	百グラム投藥瓶
藁布團	メートルグラス
寢具	毛布

點眼瓶	一〇	綿棒	一一	上敷	一一	寒暖計	一一	三三疊
藥品棚	一	調劑臺	一	水枕	二	火鉢	一	一〇
調劑用グラム秤	一	同吊	一	白幕	一	敷布	一	一
五徳	一	ツメヌキ	一	過酸化水素水	一	ビンセツト	一	一
ハサミ	一	消毒器	一	次硝酸蒼鉛	一	ケツタル	一	一
白幕	一	△藥品	一	蒸溜水	一磅	パケツ	一	一
繩酸軟膏	百グラム	過酸化亞鉛	一磅	甘汞	一磅	鐵瓶	一	一
重炭酸ナトリウム	一磅	アンチビリン	一磅	單舍利別	一磅	火箸	一	一
プロームナトリウム	一磅	ヨードホルム	一磅	酸化亞鉛	一磅	綿棒	一	一
オレーフ油	一磅	デルマトール	一磅	デルマトール	一磅	上敷	一	一
酒精	一	ブランデー	一	オーンス	一	火鉢	一	一
校內に於ける傳染病取締並に豫防				甘汞	一	敷布	一	一
校内に起りたる比較的重き傷病者の手當				單舍利別	一	ビンセツト	一	一
特に身體に異常ある児童の診察並に注意				酸化亞鉛	一	ケツタル	一	一
第三條 學校衛生に留意し児童養護を全からしめんが爲に學校醫を置く				甘汞	一	パケツ	一	一
第二條 學校醫の爲すべき學校衛生上の常務左の如し				單舍利別	一	鐵瓶	一	一
一、毎年四月乃至五月に施行すべき職員児童身體検査				酸化亞鉛	一	火箸	一	一
二、トラホーム患者の治療並に豫防				アンチビリン	一	綿棒	一	一
三、校内に於ける傳染病取締並に豫防				ヨードホルム	一	上敷	一	一
四、校内に起りたる比較的重き傷病者の手當				デルマトール	一	火鉢	一	一
五、特に身體に異常ある児童の診察並に注意				ブランデー	一	敷布	一	一
第三條 學校醫は毎週一回必ず校内を巡視し、児童の衛生状態學校の施設、衛生事項に對する處置、其他學校衛生上必要なる事項に關し、學校醫視察簿に記入し、學校長に稟議するものとす				甘汞	一	ビンセツト	一	一
第四條 學校醫は學校長の請求ありたる場合には、傷病者児童の家庭を訪問し、診察をなすものとす				單舍利別	一	ケツタル	一	一
第五條 學校醫は學校看護手を指導して看護手常務の遂行を圖るものとす				酸化亞鉛	一	パケツ	一	一
第六條 學校醫の出勤日は毎週火、木、土の三回とす				アンチビリン	一	鐵瓶	一	一
但し學校長の請求ありたる場合は臨時出勤するものとす				ヨードホルム	一	火箸	一	一
第七條 學校醫出勤したる時は必ず出勤簿に捺印するものとす				デルマトール	一	綿棒	一	一
學校看護手服務規程				ブランデー	一	上敷	一	一
第一條 児童日常養護上必要なる諸般の事務を司らしめ學校衛生の改良上進を圖り且つ救急衛生の事務に當らしめんが爲に學校看護手を置く				甘汞	一	火鉢	一	一
第二條 學校看護手は指揮を學校長に受け學校醫並に學校衛生係と協力して諸般の事務に當る				單舍利別	一	敷布	一	一
第三條 學校の看護手は週番教員と協力して児童看護の任に當る				酸化亞鉛	一	ビンセツト	一	一

第四條 學校の看護手は兒童養護上必要な事項に關して研究調査を爲し、且つ必要と認めたる事項に關しては、學校長に稟議するものとす。

第五條 學校看護手は學校長の命を享け、諸般の事項に關し検査を爲し、衛生上必要な處置を講ずるものとす。

第六條 學校看護手の常務大凡次の如し。

- 一、兒童身體検査に際し、學校醫の助手をなすこと（年一回）
- 二、兒童の種痘實施に際し、醫員の手傳をなすこと（年一回）
- 三、必要に應じ身體検査をなす際校醫の手傳をなすこと（不時）
- 四、學校内にて起りたる傳染病の豫防消毒をなすこと（不時）
- 五、兒童遠足の際の藥品調製並に後片付（月一回）
- 六、校舍内外大掃除の際の檢閱（月一回）
- 七、トラホーム患者治療の際學校醫の手傳（週三回）
- 八、トラホーム患者治療勤惰簿の記入（週三回）
- 九、點眼兒童に放課後、毎日點眼水を注ぐこと（毎日）
- 一〇、救急手當をなすこと（毎日）
- 一一、湯茶の適否に關する検査並に監督（毎日）
- 一二、日常兒童の爲したる掃除並に便所監督（毎日）
- 一三、通風保溫に關する監督（毎日）
- 一四、吐壺の取締並に監督（毎日）
- 一五、トラホーム患者用洗面器、手洗水の取締（毎日）

第七條 學校看護手は毎日出勤執務するものとす。

看護手の一般執務に關しては職員の職務並に服務に關する規定に準據するものとす。

第八條 學校看護手は毎日必ず看護手日誌を記入し學校長に提出するものとす。

第九條 看護手日誌に記載すべき事項次の如し。

- 一、看護手常務遂行狀況
- 二、學校衛生に關し學校長に稟議すべき事項
- 三、衛生上に關する偶發事項及び之に對する處置

日誌記載例

大正十一年二月八日 水曜 晴 午後雨

- 一、トラホーム患者にして治療の際缺席せるもの特に多し、ために此等兒童の所屬學級擔任教員に理由取調を依頼した。
- 二、掃除の狀況良好
- 三、第四學年兒童某第何時限遊技の際、某と衝突し、右臂尺骨の不完全骨折を起した。早速校醫の來診を乞ふ、全治十日位要する由。直ちに父兄を召集し、其旨を語り了解を得た。
- 四、吐壺の使用不徹底

學校長に稟議し、徹底方につき相談をした。

八、神奈川縣横濱市元街小學校教育獎勵會

(一) 創設年月 明治四十二年五月